

【平田村】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①児童生徒数	362	350	332	332	332
②予備機を含む整備上限台数（台）	416	402	382	382	382
③整備台数 (予備機除く)	0	0	332	0	0
④ ③のうち基金事業によるもの（台）	0	0	382	0	0
⑤累積更新率（%）	0	0	100	100	100
⑥予備機整備台数（台）	0	0	50	0	0
⑦ ⑥のうち基金事業によるもの（台）	0	0	50	0	0
⑧予備機整備率（%）	0	0	15.0	15.0	15.0
(端末の整備・更新の考え方)					
令和 2 ~ 3 年度に導入した学習用端末機器について、耐用年数が経過したものを更新する。					
また、学校統合や児童生徒の変動等が生じた際は、必要に応じ端末の追加整備を行う。					
(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)					
○対象台数					
購入 382 台					
○処分方法					
・小型家電リサイクル法を遵守し、適切な処分を行う					
○端末データの消去方法					
・処分事業者に委託し、記憶媒体に応じて最適な方法で実施する。					
○スケジュール（予定）					
・令和 8 年 9 月 処分業者決定					
・令和 9 年 1 月 新規購入端末の使用開始					
・令和 9 年 2 月 使用済端末の事業者への引渡し					
○その他特記事項					